

## 雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案について【概要】

※は平成 24 年度予算成立の翌日から施行

### I 雇用保険法施行規則の一部改正

#### 1 労働移動支援助成金制度

##### (1) 求職活動等支援助成金の廃止

- 制度趣旨や助成対象が類似・重複している助成金の統廃合等により、支援の重点化を行っていくことが必要であることから、求職活動等支援助成金は廃止する。

##### 【現行の給付金の概要】

認定を受けた再就職援助計画又は提出した求職活動支援基本計画書に基づき、当該計画等の対象者に本来の有給休暇とは別に求職活動等のための休暇を付与し、通常支払われる賃金の額以上の額を支払った事業主に対し助成金（1人1日当たり4,000円（中小企業事業主の場合は7,000円））を支給。

##### (2) 再就職支援助成金の改正

- ※ ○ 再就職支援助成金に係る対象被保険者のうち、55歳以上の者について、「再就職支援に係る職業紹介事業者への委託に要する費用」に対する助成率を「2分の1」から「3分の2」に拡充する。

##### 【現行の給付金の概要】

認定を受けた再就職援助計画又は提出した求職活動支援基本計画書に基づき、当該計画等の対象者に対する再就職支援を民間の職業紹介事業者に委託し、離職から原則2か月以内に再就職を実現した中小企業事業主に、当該委託に要する費用の1/2（1人当たり40万円を限度）の額を支給。

#### 2 定年引上げ等奨励金制度

##### (1) 中小企業定年引上げ等奨励金の改正

- 希望者全員が65歳以上まで働ける企業や70歳まで働ける企業の普及・促進を図るよう支給要件及び支給額の見直しを行う。

##### 【現行の奨励金の概要】

65歳以上への定年の引上げや定年の定め廃止、希望者全員を対象とする65歳以上までの継続雇用制度の導入又はこれらの措置とあわせて高年齢者の勤務時間を多様化する制度の導入を実施した中小企業事業主に対して、実施した措置の内容及び企業規模に応じ一定額を支給する。

##### (2) 高年齢者労働移動受入企業助成金の創設

- ※ ○ 高年齢者の円滑な労働移動の促進を図るため、他の企業での雇用を希望する定年を控えた高年齢者を、職業紹介事業者の紹介により雇い入れる事業主に対する助成金を創設する。

##### (3) 高年齢者雇用確保充実奨励金の廃止

- 事業主団体による傘下企業への働きかけの取組は有効であるものの、助成金の周知が行き届かなかつたことなどにより事業主団体の自発的な取組のニーズが低調であつ

たため、高年齢者雇用確保充実奨励金は廃止する。

### 3 地域雇用開発助成金制度

#### (1) 沖縄若年者雇用促進奨励金の改正

- ※ ① 中小企業事業主に限り、計画書に基づく沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者の3名以上の雇入れ等が完了した日までに新規学卒者を雇用した場合、追加の雇入れ奨励金を支給する。
- ② 対象事業所において、雇入れ等が完了した日から6ヶ月を経過した後、対象労働者を解雇等した場合、その日以降の奨励金は不支給とする。

##### 【現行の助成金の概要】

沖縄県内で事業所の設置・整備を行い、沖縄県内に居住する35歳未満の若年求職者を3名以上雇入れ、その定着を図る事業主に対し、支払った賃金額に相当する額の一部を助成。

#### (2) 地域再生中小企業創業助成金の改正

- 不正受給の発生を防止するため、公共職業安定所又は職業紹介事業者の紹介により、継続して雇用する労働者を雇い入れることを支給要件に追加する。

##### 【現行の助成金の概要】

雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域において、地域の重点分野で創業する事業主に対し、創業経費及び労働者の雇入れの一部を助成。

### 4 両立支援助成金制度

#### 子育て期短時間勤務支援助成金の改正

- ① より多くの企業で法定以上の短時間勤務制度の制度化の促進を図るため、助成金の支給額の見直しを行う。
- ② 改正育児・介護休業法の全面施行（常時雇用する労働者が100人以下の事業主について3歳に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度が義務化）を踏まえ支給要件の見直しを行う。（平成24年7月1日施行）

##### 【現行の助成金の概要】

育児・介護休業法の規定を上回る子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対し助成。現行では、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については、少なくとも3歳に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を制度化していることを支給の要件のうちのひとつとしている。

### 5 人材確保等支援助成金制度

#### 介護労働者設備等導入奨励金の改正

- ※ ○ 計画に基づき介護福祉機器の導入・運用等を行った事業主に対する助成に加えて、計画に基づき雇用管理改善に資する制度の導入・適用を行った事業主に対する助成を新たに追加し、名称を介護労働環境向上奨励金に改正する。

**【現行の助成金の概要】**

介護労働者の労働環境を整備するための介護福祉機器（移動用リフト等）を導入し、雇用管理の改善を図った事業主に対して、導入費用の一部を助成。

**6 地域雇用創造推進事業**

**実践型地域雇用創造事業の創設**

- ※ ○ 実践的な人材育成を支援する「地域雇用創造推進事業」と育成された人材を雇用し地域を活性化させる「地域雇用創造実現事業」について、事業相互の関連性を強めるため、統合して実践型地域雇用創造事業として実施する。

**【事業の概要】（地域雇用創造推進事業）**

地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）に基づく同意自発雇用創造地域における自発的な雇用創造の取組を支援するため、地域雇用創造協議会から提案される雇用の創造に資する事業について、第三者委員会で適当であると認められるものを委託して実施する事業。

**7 試行雇用奨励金制度**

**（1）試行雇用奨励金の改正**

- ※ ○ 就職氷河期世代が40代前半に達していることから、若年者等トライアル雇用の対象年齢を、「40歳未満」から「45歳未満」に拡充する。

**【現行の助成金の概要】**

40歳未満の求職者を試行雇用で雇い入れた場合、試行雇用労働者1人当たり月額4万円（3か月分）の試行雇用奨励金を支給。

**（2）若年者等正規雇用化特別奨励金の廃止**

- 平成23年度までの時限措置であるため、平成23年度限りで廃止する。

**【現行の助成金の概要】**

年長フリーター及び30代後半の不安定就労者並びに採用内定を取り消された新規学校卒業者等を対象とした求人枠を設けて正規雇用として雇い入れる事業主に奨励金を支給。

**（3）実習型試行雇用奨励金の改正**

- 平成23年度までの時限措置について、東日本大震災の被災地に居住していた求職者と被災地の事業所を離職した求職者に対象者を限定し、平成24年度まで延長する。

**【現行の助成金の概要】**

求職者を原則6カ月間の実習型雇用で雇い入れた場合、実習型雇用労働者1人当たり月額10万円の実習型試行雇用奨励金を支給。

**8 障害者雇用促進助成金制度**

**（1）特例子会社等設立促進助成金の改正**

- 雇用保険二事業に係る平成22年度事業評価及び障害者雇用の進展状況を踏まえて、支給額の見直しを行う。

【現行の助成金の概要】

障害者を新たに雇用して特例子会社や重度障害者多数雇用事業所を設立した事業主に対し、雇い入れた障害者数に応じて一定額を支給。

**(2) 障害者就業・生活支援センター設立準備助成金の廃止**

- 行政事業レビューの指摘において、「政策効果等を勘案し廃止すること」とされたことを踏まえ、廃止する。

【現行の助成金の概要】

社会福祉法人等が障害者就業・生活支援センター事業の準備を行った場合に、要した経費の一部を助成。

**9 建設労働者緊急雇用確保助成金制度**

**建設労働者緊急雇用確保助成金（建設業離職者雇用開発助成金）の廃止**

- 平成23年度までの時限措置であるため、平成23年度限りで廃止する。

【現行の補助金の概要】

45歳以上60歳未満の建設業に従事していた方をハローワーク等の紹介により雇用保険の一般被保険者として新たに雇い入れた建設業以外の事業主に対し、支払った賃金額に相当する額の一部を助成。

**10 認定訓練助成事業費補助金制度**

**認定訓練助成事業費補助金の特例措置の改正**

- ※ ○ 東日本大震災の被災地の特例措置（平成23年度まで）について、平成24年度まで延長するとともに、国から県への補助率の見直し（3/4→2/3）を行う。

【現行の補助金の概要】

中小企業事業主等による認定訓練を振興するために必要な助成等を行う都道府県に対して所要の経費を補助する「認定訓練助成事業費補助金」について、平成23年度末までの暫定措置として、被災地の認定訓練施設・設備の災害復旧に要する経費の国から県への補助率を1/2から3/4へ、国庫負担割合の上限を1/3から1/2に引上げ。

**II 施行期日等**

1. この省令は、個別に記載があるものを除き、平成24年4月1日から施行するものとする。

ただし、1(2)、2(2)、3(1)①、5、6、7(1)、10については平成24年度予算成立の翌日から施行するものとする

2. この省令の施行前に改正前の各助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する各助成金の支給については、なお従前の例によるものとする等必要な経過措置を定めるものとする。

3. その他所要の規定の整備を行うものとする。